

開発途上国と環境問題

—ラテンアメリカにおける環境問題を中心に—

若松孝司*・高橋啓介

Environmental Problems in Developing Countries:
Latin American Environmental Policy

Wakamatsu Takashi & Takahashi Keisuke

1. 地球環境問題と開発途上国

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」(国連環境開発会議)以降、先進国のみならず、開発途上国においても「環境」が重要なイシューとして取り上げられるようになってきている。環境庁発行の環境白書によれば、¹「地球環境問題」とは以下の9つに分類される。すなわち、①海洋汚染、②オゾン層の破壊、③地球の温暖化、④酸性雨、⑤野生生物種の減少、⑥熱帯林の減少、⑦砂漠化、⑧開発途上国の公害問題、⑨有害廃棄物の越境移動、である(図1参照)。そして、これらの問題群は、第一に長い時間をかけて進むプロセスで、結果として広い範囲で多様な被害や損害が生じること、第二に個々の問題が環境や世界経済の網の目を通じて相互に結びつきをもっていること、という共通の性格を有しているという。

これらの問題群を大別すると、

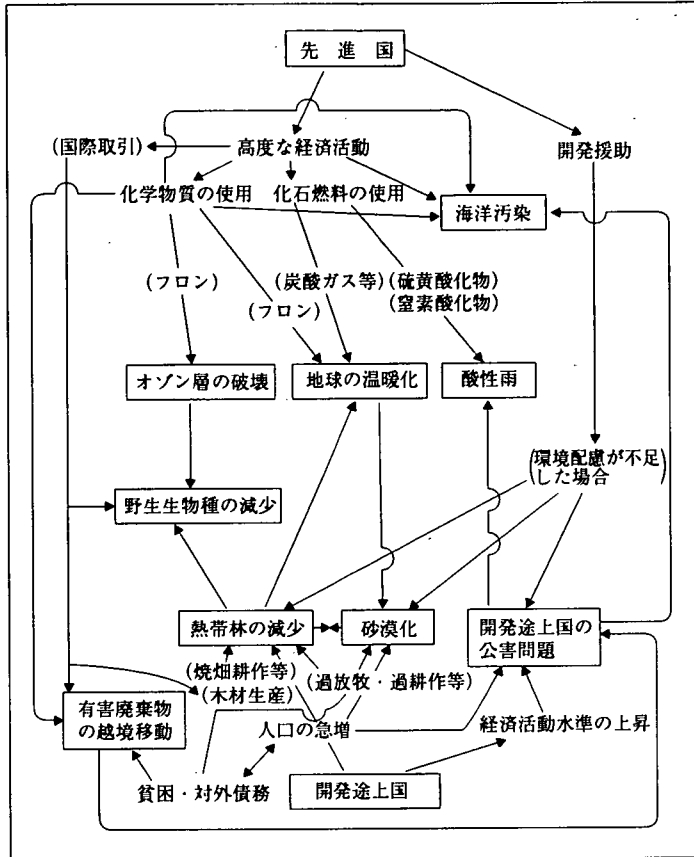
i : 国境を越えた地球全体に影響が見られ、国境を越えた協力体制が必要とされるもの、

ii : 基本的に一国内、もしくは地域レベルでの対応が要求されるもの、

に分類することができる。実際には i, ii のいずれかに問題群を分類することは不可能であるが、②のオゾン層の破壊と③の地球の温暖化を除く7項目は、基本的に、発生原因と対策とが比較的狭い地域内で行われるものと考えることができる。ただ、それらについても、発生地域は比較的狭い地域に限定されるものの、発生の社会的原因やそれへの対処は、一国家あるいは地域の行政主体(またはそれらの連携)のみによってはできないものがほとんどである。

たとえば、ブラジルのアマゾン川流域で見られる⑤の野生生物種の減少や⑥の熱帯林の減少は、ブラジルという一開発途上国の中で発生した問題であるが、それをひきおこした自然破壊

* : 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程3年。本学非常勤講師。



出所：環境庁「環境白書：総説」(平成2年版，1990年，p.100)

図1 「問題群」としての地球環境問題

の主体が先進工業国の企業であったり、先進国への輸出(場合によっては先進国への債務返済のための原資獲得)が原因であったりする。このような経済のグローバル化に伴って発生した問題については、地域的に捉えては問題の本質を見失うおそれがある。つまり、環境問題とは、すべてが「地球」環境問題であるといえることができる。

また、一般にiiのような環境問題は、現在では開発途上国において見られる現象であると、とらえられることが多い。かつては先進国においても、工業化の進展の過程において同様の問題群が公害というかたちで発生していたが、現在では各種の規制や対策のため先進国内では公害や環境問題が大きく取り上げられることは少なくなっている。しかし、廃棄物や排気ガスなどへの規制や対策がととのえられていない開発途上国においては、iiに分類されるような環境問題が目下の課題であり、そうした環境問題(公害)の被害はさらにその周縁に暮らしている人たちの生活を脅かしている。

従属論的見地から見れば、ii周縁が周縁として従属状況に置かれるのは、中心としての先進工業諸国と半周縁としての途上国の都市エリート層とによって収奪が行なわれるからであるとさ

れる。しかし環境問題に限ってみれば、従属論的な収奪の本質的構造は変わらないとしても、先進諸国からの技術と資金の移転・援助によって一定の解消を期待することができる。実際に、環境規制の厳しい先進諸国から、規制のゆるい(あるいはほとんどない)途上国への「公害の輸出」(規制違反の製品の輸出や有害物質を排出する工場等の移転)は、途上国の抗議と先進国内からの反対によって規制が強化され、解決に向かっている。

途上国においては以上のような「地域的」な環境問題群が特徴的に見られているが、一方で先進工業国にとっての環境問題とは、まさに i の性質を持つ②のフロンガスの排出によるオゾン層の破壊や③の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出による地球温暖化という「地球」環境問題である。このなかでも特に地球温暖化の問題は、西洋に起因する都市工業文明という名の人類の活動そのものによって発生したものであり、先に述べた ii のような「地域的」環境問題と同様の手段ではこの問題を解決に導くことは不可能である。先進諸国は自分たちの行動だけでは環境問題の克服は困難であるとして、途上国側にも応分の負担をとることを求めている。しかし、開発途上国は現在までに排出された二酸化炭素はその大部分が先進諸国の産業活動の発達によってもたらされたものであり、途上国に規制を求めることは途上国の発展の権利を脅かすものであるという立場から反対をしている。

地球環境問題とは技術的側面だけでなく、上述したように、社会・経済・政治的な側面が色濃く現れている問題であり、先進国と途上国との認識のギャップが強く現れている問題であるということが言える。したがって、途上国における地球環境問題を考えるとといった場合には、そのギャップを意識した上で、当該地域においては何がもっとも大きな問題と考えられているのかを理解する必要がある。そこで続いては、地球環境問題をめぐる国際的な議論の動向を検討することにした。

2. 地球環境問題の展開

2.1 国連人間環境会議の開催

地球環境問題が国際問題として取り上げられるようになったのは、1970年代に入ってからである。それまでも環境汚染が問題となるようなことはあったが、当時先進国の経済成長に伴って発生していた公害問題は、国内問題として認識されていた。それが70年代に入ると、環境に関する問題は酸性雨や海洋汚染のように国境を越えた広がりを見せるようになり、それらへの対応を協議するための場として1972年6月の国連人間環境会議の開催が要請された。

国連人間環境会議は1972年6月にスウェーデンのストックホルムで開催されたが、そのきっかけは1968年のOECD(経済協力開発機構)会議で議論されたスカンジナビア半島の森林や湖沼の酸性雨被害であった。人間環境会議の直前にはローマクラブの『成長の限界』が発表されたこともあって、「かけがえのない地球」のスローガンのもと、環境問題は人類全体に対する脅威であるという認識で一致した加盟各国は「人間環境宣言」と「行動計画」を採択した。しか

し、こうした認識のもとにあっても、ある開発途上国の代表が「我々はむしろ環境汚染を必要としている」と発言したことに見られるように、貧困こそ途上国にとって最大の環境問題であり、途上国にとっては環境よりも開発が必要であるという考え方が途上国側の中にあったことは、注目すべきことである。

1972年12月には、6月に採択された「人間環境宣言」と「行動計画」をうけて国連環境計画（UNEP）ⁱⁱⁱが設置され、国連内に環境問題を専門に扱う機関が誕生した。しかし、行動計画をフォローアップする機関が設置されなかったことや、1973年の石油危機後の経済不況への対処に迫られたことから何ら実効的な対策が取られず、開発途上国を中心に熱帯林の減少や砂漠化や野生生物種の減少が進行し、オゾンホールが発見や二酸化炭素濃度の上昇の記録が公開されるようになった。

その後、1974年には世界人口会議、1977年には国連砂漠化防止会議など、地球環境問題を議論するための国際会議が開催された。さらに国連人権環境会議から10年後の1982年には、UNEP管理理事会特別会合がケニアのナイロビで開催され、「ナイロビ宣言」が採択された。この宣言は、「環境保全の長期的な価値についての理解などが不充分であったため、各国による環境保全の行動計画が満足されるものではない」^{iv}と世界環境の現状について懸念を表明するとともに、世界環境の保全及び改善の緊急の必要性と、先述のストックホルムで採択された宣言の諸原則の有効性を確認している。^vまたこの宣言は、環境、開発、人口、資源等の間に密接かつ複雑な相互関係が存在すること^{vi}や、環境に対する脅威は浪費的な消費形態のほか貧困によっても増大することを指摘している。^{vii}

2. 2 「持続可能な開発」概念の登場

ナイロビでのUNEP会合における日本の提案により、「環境と開発に関する世界委員会（WCED）」の設置が1983年の国連総会で承認され、84年5月に正式に発足した。ノルウェーのブルントラント女史を委員長としたこの委員会は、21世紀の地球環境の理想像の模索とその実現に向けた戦略策定を目的とし、1987年5月に「われら共有の未来（Our Common Future）」^{viii}という題名の報告書を提出した。この報告において初めて「持続可能な開発（Sustainable Development）」という概念が提示され、これには、「将来の世代が自らのニーズを充足する能力をそこなくことなく現在のニーズを満たすような開発」という定義が与えられた。これまでの環境や資源に対する言説が石油や石炭といった有限な資源に対するものだったのに対し、この「持続可能性（Sustainability）」という概念は、生物資源、例えば水産資源や森林資源、さらには水といったような再生可能な資源をターゲットにしているという特徴がある。これらの資源は自然の再生能力の範囲内で利用されていれば半永久的に利用可能なものだが、経済活動の活発化にともない自然の再生能力を上回った過度な利用がなされることによって、本来利用可能なはずの資源が枯渇するという事態に直面している。ここから、世代間で発生する外部性への対処という認識が求められるようになったのである。

この報告書が提出された後、地球環境問題に対する関心は急速に高まり、1987年9月にオゾン層保護に関するモントリオール議定書が採択され、1988年11月には気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の初めての会合が開催された。また、1989年3月にはハーグの環境首脳会議で地球温暖化対策に関するハーグ宣言が採択され、同年7月のアルシュで開かれたサミットの経済宣言において環境問題が大きくとりあげられるなど、活発な議論が展開されるようになった。

こうした中で1989年の国連総会において、国連環境開発会議（UNCED）をブラジルで開催することが決議され、4回におよぶ準備会議を経て1992年6月にリオデジャネイロで通称「地球サミット」が開催された。

2. 3 地球サミットと環境問題への関心の高まり

地球サミットには約180カ国が参加し、そのうち100カ国以上の国が元首、あるいは首相に相当する人物が出席するという大規模な会議となった。また、地球サミット以外にも環境技術に関する博覧会やNGO・地方公共団体の参加する催しが数多く開催された。本会議の目的は、人類共通の課題である地球環境の保全と「持続可能な開発」実現のための具体的な方策を得ることとされ、持続可能な開発を進めるための基本原則となる「環境と開発に関するリオ宣言」、リオ宣言実行のための行動計画「アジェンダ21」、森林保全を目指した「森林保全原則声明」が採択されるなど一応の成功を見せたが、同時に、地球温暖化をめぐる先進国間の足並みの乱れとともに、環境と開発についての先進国と途上国間の意見対立が目だった会議となった。

途上国側は、地球環境の悪化の原因は主に先進国側にあり、途上国に過大な責任を課すことは、今後の途上国の発展の権利を犯すものであるから、環境悪化のコストは先進国が負担すべきであると主張した。これを根拠として途上国は、先進国側に環境と開発の両立を図るために必要な新規かつ追加的な資金および環境上健全な最新技術の確保をもとめたのである。これに対して先進国側は、途上国も自国の環境保全に努力を傾注すべきであると主張し、追加資金については必要性を認めながらも、世界銀行の地球環境基金（GEF）など、既存のシステムの活用と債務スワップや民間資金の重要性を強調し、技術移転に対しては技術移転に関する知的所有権の保護が必要だと主張した。^{ix}

こうした南北対立を孕みながらも、最終的には「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林保全原則声明」が採択され、「地球温暖化防止条約」、「生物学的多様性保護条約」が調印された。しかし、開発途上国への資金援助については年間1250億ドルという途上国の要求に対して、先進国が政府開発援助をGNP比0.7%にまで高めることが努力目標として確認されたにとどまった。また、地球温暖化問題に対して具体的な目標値と達成時期が明示されなかったことや、アジェンダ21実施のための財源対策が確定されなかったことといった問題点も指摘されている。

こういった限界はあるものの、地球サミットは環境と開発の両立に関して世界の関心を定着

させた点や、各国の最高意思決定レベルで地球環境保全に向けた合意が成立した点ではおおきな成果をあげたといえる。特にラテンアメリカ諸国は、自地域で会議が開催されたということからも大きな影響を受け、各国で環境への関心が高まっていった。

地球サミットの翌年、1993年12月には「生物多様性条約」が発効し、94年1月には「新国際熱帯林条約(ITTA)」の採択が、同年3月には「気候変動枠組み条約」の発効、同年6月に「砂漠化防止条約」の採択、同年11月に「国連海洋法条約」の発効が、95年9月には有害廃棄物の越境移動・処分を規制する「バーゼル条約」が改正されるなど、地球環境問題に対するさまざまな活動が行なわれるようになった。

こうした一連の動きの中で、最も注目されるのが地球温暖化に関する動きである。

2. 4 地球温暖化と京都会議

1997年12月1日から7日にかけて、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催された。この会議は「気候変動枠組み条約」の第3回締結国会議として開かれたものであり、2001年以降の温暖化ガス排出を法的拘束力のある数値目標によって規制することを目的としていた。この会議においても以前からあった先進国と途上国の発展の権利をめぐる対立が見られたが、それ以上に先進国内部での足並みの乱れが目立った会議でもあった。

京都会議に先立つ1997年10月にドイツのボンで準備会議が開催され、先進諸国の温暖化ガスの削減案が提示された。それによると、EU案は2010年までに1990年のレベルに比べて15%削減、日本案は2008年から2020年までの間に5%削減、アメリカ案は当面0%で2013年から12年間に5%削減とされ、先進国間での足並みの乱れが見られた。また、対途上国の削減案についても、EU案は削減義務を課さず、日本案は中心国には自発的な削減目標を求め、アメリカ案は途上国にも削減義務を課すとしていた。

京都会議では、この削減案をもとに討議が行なわれたが、産業界の圧力を受けて削減案を極力低く定めたいアメリカや、経済の低迷によって1990年を基準とする削減案に余裕のある東欧・ロシアなどといった各国の事情が絡み合った結果、以下のような内容の「京都議定書」が締結された。

- ①2008年～2012年に先進国全体の温暖化ガスの排出量を1990年より5.2%以上削減する
- ②植林等の吸収源の増減を目標達成のために勘案する
- ③先進国間での排出権取引、先進国間での共同実施、途上国と先進国の間でのクリーン開発メカニズムを導入する

この議定書に見られる問題点としては、①に示された削減幅が小さすぎる点、②の排出量から植林などによる吸収分を差し引いてもよいとするネット・アプローチ方式が採用されたこと、③の先進国間の排出権取引や共同実施が、90年以降エネルギー消費の減少している東欧諸国との取引によって排出削減努力を大きく減退させることになること、アメリカが強硬に主張した「途上国への削減義務付け」について「自主的参加」という文章についても削除されるように

なったこと、が挙げられる。また議定書の効力という点からも、批准国の総排出量が先進国の90年の排出量の55%を上回った日から90日後に発効するとしていることから、世界の4分の1の二酸化炭素を排出しているアメリカが調印を拒否している以上、議定書は発効しないという問題点があげられる。

結局この京都会議では、地球温暖化の解決が目指されたわけではなく、温暖化を加速しないことが目標にされただけにとどまった。この会議においてもっとも大きく議論されたのは、これまでの会議で議論されてきたのと同様、現在の高所得諸国(先進国)の生活水準を引き下げることなしに、先進国においては経済活動の維持を、途上国においては経済の拡大を実現することが可能かどうかということであり、結果として、途上国の主張する「先進国責任論」と「開発の権利」に配慮するかたちで、温暖化に対する影響を極小視した数値の策定が行なわれた。これには、産業界を中心に、二酸化炭素のような温暖化ガスが実際に地球温暖化を引き起こすかどうかということに対して否定的な考えが強かったことが影響していたためであるともいえる。

この後、1998年11月にはアルゼンチンのブエノスアイレスにおいて国連気候変動枠組み条約第4回締結国会議(COP4)が開催され、

- ① 京都議定書の早期発効及び実施のための課題
- ② 枠組み条約の実施上の課題
- ③ 途上国の取り組み強化

の3点について議論がかわされた。そして、枠組み条約の履行の強化、京都議定書の実効化に加えて、政治的モメンタムを維持するために「ブエノスアイレス行動計画」が策定された。この行動計画には、資金に関するメカニズムや技術開発及び移転、共同実施といった京都会議の決定を実行に移すために具体的なプログラムが盛り込まれている。しかし、途上国が温暖化ガス削減のために先進国と同様の数値を設定することに関して議長国のアルゼンチンが自発的約束に関する議案を提示したものの、途上国側からは時期尚早であるとして反対意見が出され、議題から削除されることになった。次回1999年の会議(COP5)はドイツのボンで開催されることになったが、^xCOP3、COP4で見られたような南北の対立が解消される見通しは立っていない。

こうした一連の南北の対立の中で、開発途上国の一員であるラテンアメリカ諸国、とくに会議の舞台となったブラジルとアルゼンチンは、地球環境の破壊に対するみずからの関与・影響を自覚しつつ、他の途上諸国と比べて環境問題に対しては積極的に取り組もうという姿勢を見せている。そこで次節ではラテンアメリカ諸国が地球環境問題に対してどのような姿勢を示してきたのかを検討することにした。

3. ラテンアメリカ諸国の環境問題への対応

前節で扱った地球サミットや京都会議では、先進国と途上国との間の意識の隔たりが大きく、実効的な結果を得ることができなかった。ラテンアメリカ諸国も他の途上国と同様に、アマゾンや中米の熱帯林の開発による破壊を欧米の自然保護団体に指摘されながらも、開発を止めることができないというジレンマの中にいた。しかし、ラテンアメリカ諸国は1980年代後半、特にリオでの地球サミット以降は環境問題に対して積極的な行動を取るようになっていく。そこで、本節ではラテンアメリカにおける地域レベルでの環境問題の取り組みを検討していくことにしたい。

3. 1 ラテンアメリカにおける環境問題前史

スペインとポルトガルによって植民地化されたラテンアメリカは、農牧業を中心としたラティフンディオ(大土地所有)とミニフンディオ(零細土地所有)の二重構造が形成され、少数の一次産品の輸出に特化して、国際分業体制の中で西欧諸国に従属していった。そのなかで、森林伐採や土壌浸食などが行なわれ、ラテンアメリカの環境は徐々に悪化していった。こうした状況は19世紀の独立以降も基本的には変化せず、20世紀半ばまで続くことになる。

1929年の世界大恐慌を経験したラテンアメリカ諸国は一次産品輸出に頼った経済構造をあらため、輸入代替工業化をすすめた。第2次世界大戦後には外国資本の導入により重化学工業化も進んだため、大気や水質の汚染が激しくなり、特に都市部において環境の悪化が進んだ。このような状況下で徐々に環境に対する意識が高まり、1978年にはアマゾン河流域の8カ国がアマゾン協力条約(TCA)を調印し、国連ラテンアメリカ経済委員会(ECLAC)は国連環境計画(UNEP)と共同で『ラテンアメリカの開発方式と環境(Estilo de desarrollo y medio ambiente en la America Latina)』と題された報告書を1980年に提出した。また、1982年にはメキシコ政府及びUNEP主催によって第1回ラテンアメリカ・カリブ環境会議が開催されたが、1980年代はラテンアメリカ諸国にとって「失われた10年」とも言われ、輸入代替工業化の行き詰まりと第2次石油危機の影響で経済状況が極度に悪化した時期であり、一次産品の国際価格低下、対外債務の支払いなどのために天然資源の乱開発が進むなど、環境に対する意識は薄まっていった。

3. 2 3つの報告書に見るラテンアメリカの環境問題への意識

3. 2. 1 「われら自身のアジェンダ」報告

1980年代後半にはいって世界的な地球環境への関心が高まるとともに累積債務問題が解消に向かうと、ラテンアメリカ諸国も環境問題に対する自らの立場を示すようになり、1989年10月に米州開発銀行(IDB)と国連開発計画(UNEP)によってラテンアメリカ・カリブ開発環境委員会が設置された。この委員会は90年に『われら自身のアジェンダ(Nuestra Propia Agen-

da / Our own Agenda)』^{x i}を報告した。報告は、「環境と開発に関する世界委員会 (WCED)」による『われら共有の未来(Our Common Future)』^{x ii}を受けて環境問題に関するラテンアメリカ諸国の態度を示そうとしたものであり、地球環境問題に対処するために南北間の協力を強調する一方で、北が南の天然資源を搾取することによって経済成長を達成し、いわば「環境上の債務(ecological debt)」を有していると述べ、その債務を資金援助や技術移転で支払うべきと主張した。また、南の環境悪化は貧困が天然資源の乱開発を導いてきたと指摘して、持続可能な発展を実現するためには従来の開発モデルを変える必要があると述べている。

3. 2. 2 「トラテロルコ綱領」

1991年1月に国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)は地球サミット(UNCED)準備会合のための文書として『持続可能な開発—生産転換、公平性と環境(El Desarrollo Sostenible: Transformacion Productiva, Equidad y Medio Ambiente / Sustainable Development : Changing Production Patterns, Social Equity and the Environment)』を発表した。そして同年3月にECLACは準備会議をひらき、『環境と開発に関するトラテロルコ綱領(Plataforma de Tlatelolco sobre Medio Ambiente y Desarrollo)』を採択した。地球サミット後、ラテンアメリカ諸国は環境問題に積極的に取り組むようになったが、この綱領にはその基本的な姿勢が現れているといえよう。

トラテロルコ綱領は、ストックホルム宣言後20年を経て地球環境が悪化したことに深い憂慮の念を表し、この環境悪化が先進諸国の持続不可能な開発モデルに起因することを示していた。また、綱領は環境問題を社会問題と捉え、当時のラテンアメリカ諸国では民主化過程の定着や平和の維持、人権の尊重に顕著な進展が見られたことを指摘する一方、80年代の大きな課題であった対外債務問題を含めて社会経済の危機的状況を引き起こした原因が依然として存在し、多くの人々の福祉水準の低下と極貧層の増加、環境の質的低下をもたらしたことを述べていた。そのため、対外債務をはじめとする社会状況の改善が持続可能な経済・社会の開発のためには必要であると結論づけている。

また、綱領は環境問題とその対策として以下のような点を指摘している。まず、持続可能な開発を進めていくためには国際社会全体の努力、特に地球環境の悪化に主たる責任を有している先進諸国の努力が必要であるとしている。そして、ラテンアメリカ諸国はその中で、地球的・地域的な環境問題に対処するために水平的技術協力を行なう必要があるとしている。さらに綱領は、持続可能な開発促進のために構造調整を強制したり、技術へのアクセスを制限したりすることは望ましいことではなく、非商業ベースでの技術へのアクセスが必要であるとし、そこでも先進国の責任・負担を求めている。そのほかにも、環境問題を理由とする国際貿易への障害の禁止、地球環境解決のための各レベルでの立法措置の必要性、持続可能な開発のための研究開発の必要性、環境問題の解決と持続可能な発展促進のための国際的な融資制度の拡充といった実務上の提言や、先進国の生産・分配・消費パターンの再検討、貧困問題解消のための

経済社会政策の大幅な変更、自然資産の健全な管理のための評価基準の策定といった政策的な提案や、NGO(非営利機関)のはたす役割の評価、他文化の開発モデルの評価という新たな視点の導入ということについて議論を展開していた。

3. 2. 3 「神話なきアマゾン」報告

トラテロルコ綱領が地球サミットへ向けてのラテンアメリカ全体の意思表示であるとするれば、先述のアマゾン協力条約(TCA)締結国によって設置されたアマゾン環境開発委員会の報告『神話なきアマゾン(Desarrollo Sustentable de Amazonia: de los mitos a nuestra propia verdad / Amazonia without Myths)』(1992年3月)は地球サミットに向けて、アマゾンの現実についての情報を収集し、各国内・外の政治論議のレベル向上のための基盤を提供することで、アマゾン協力条約加盟国に地球サミットでの熱帯林に関する情報を提供することを目的としていた。

「神話なきアマゾン」報告は、アマゾンの開発によって生物種の減少や環境の汚染といった大きな代償を払わなければならなくなったものの、アマゾンは依然として地球の気候調節機能や開発資源に関して重要な役割を果たしている現状を指摘し、アマゾン流域住民の福祉と正当な利益の確保のために持続可能な開発を進めることを提唱している。本報告では持続可能な開発の受益者・目的を流域(地域)住民としているところが、大きな特徴である。

こうした目標を達成するために、報告はアマゾンの環境バランスを維持すると同時に、各国の経済開発に寄与するのに適した技術の開発を進める必要があるとして、生物的多様性を保全できる森林管理技術やアマゾンの土壌に合ったかたちでの農林業と結びついた集約的牧畜、環境回復を必須とした組織的かつダメージの少ない方法での化石燃料資源の採取、遺伝子的資源の当該国への利益となるような利用を目的とした遺伝子的遺産を資源として認めることの必要性について検討している。そして、貧困によって人々が都市からアマゾン流域に流れ込んでいくことから、これらを解消するためにはアマゾン流域のみならず、アマゾン流域各国の都市における貧困を解決する必要があるとして、アマゾン諸国の最貧地域に投資することを提唱している。

3. 3 小括—ラテンアメリカの環境問題に対する姿勢

以上の準備会合・文書を受けて1992年にブラジルのリオデジャネイロで「地球サミット」が開催された。この時期の地球環境問題に対するラテンアメリカの立場を如実にあらわしているものとして、1992年1月に行なわれたIDB(米州開発銀行/ Inter-American Development Bank)総会でのイグレスィアスIDB総裁の演説が挙げられる。それによれば、地球環境問題に対するラテンアメリカの立場は、

- ①環境悪化の原因は、先進工業国では過剰な開発、開発途上国では過少開発による貧困にある

- ②経済成長の指標の中に環境劣化のコストを組み入れるよう経済分析の方法を変えるべきである
- ③環境保全の手段としては民主主義のもとでの環境保護に対する認識の増大、政府の関与、国際的視点、産業界の協力が必要である
- ④環境問題に対する関心は成長成果の公平分配と天然資源の保全の2つの立場から他の国々の経験を生かすべきである

とされており、この立場は基本的に現在でも引き継がれている。

ここまで検討してきたことからわかるように、ラテンアメリカにおいても、環境問題は大きな関心事となっており、1972年のストックホルム会議では環境問題よりも開発を優先させる立場を表明していたものが、92年の地球サミットでは、先進国責任論を繰り返しながらも、その内容を「持続可能な開発」を目指すものへと変化させてきている。さらに、環境破壊を社会経済的な問題と捉えるという姿勢をラテンアメリカ諸国が示している背景には、1980年代に権威主義体制と呼ばれるアジアの開発独裁と酷似した軍政から民政へと政治体制が転換していることも、要因の一つとしてあると考えられる。

すなわち、ラテンアメリカにおける環境問題とは単に工業化による自然環境の破壊を意味するのではなく、貧困によって農村部の住民が熱帯林奥地や大都市の周辺に移住することによって起こる自然破壊や都市における住環境の悪化をも意味し、そのために、「成長と環境の両立」に加えて「社会的公正」という概念が「持続可能な開発」の中に組み込まれているのである。

そこで次節では、ラテンアメリカの環境問題の実際を俯瞰し、その特徴を検討していくことにしたい。

4. ラテンアメリカにおける環境の課題

4. 1 ラテンアメリカの環境問題概説

1991年3月にECLACが採択した「環境と開発に関するトラテロルコ綱領(Plataforma de Tlatelolco sobre Medio Ambiente y Desarrollo)」には、ラテンアメリカ・カリブ地域にとって重要とされるテーマが紹介されている。それらは以下の通りである。

- ①大気保全と気候変動
- ②生物多様性とバイオ技術
- ③土地関連資源の保護と管理
- ④海洋・沿岸地帯の保護と管理
- ⑤淡水の水質と供給の保護
- ⑥居住地における貧困の撲滅
- ⑦都市開発と環境
- ⑧廃棄物、特に危険・有害廃棄物の処理

このなかで、①の大气に影響を及ぼす地球環境問題については、ラテンアメリカはほとんど責任を有せず、先進国の責任を主たるものとして認め、⑧の有害廃棄物についても先進国から途上国への輸出を禁止するメカニズムの確立が問題とされるなど、もっぱら先進国の責任を追究し、それへの対処や補償を求めることができるものとされている。また、④については、海洋・沿岸資源はその住民のために開発されるべきであり、不合理な開発や海洋及び陸地の汚染の結果として生じた資源の現象に対する法的な取り決めや海域に関する計画の必要性を、⑤については水資源とその開発地点とを保護・保全するための対策を取る必要性が述べられているが、これらはラテンアメリカに特徴的なこととはいえない。

ラテンアメリカの環境問題として注目されるのは、やはりアマゾン川流域の乱開発とそれによる森林資源・生物的多様性の減少、そして、経済状況の悪化と貧困によるメガ・シティーの生成と都市環境の悪化である。本綱領のなかでも②③⑥が前者に、⑦が後者に関するものであることはいうまでもない。

4. 2 アマゾンにおける環境問題

4. 2. 1 失われる熱帯雨林

ラテンアメリカには中米から南米北中部にかけて各地に熱帯林が存在し、各国で熱帯林保全のためにさまざまな政策が取られている。^{xiii}その中で、アマゾンは地球上に残された熱帯林の約3分の1を擁し、1992年に開催された地球サミットでも、同地域の保全に重大な関心が寄せられたように、それがもつ意義は他とは比べようのないほど大きなものである。しかし、表1

表1 アマゾンの森林状況 — ひとつの推計

(1985年, 万km²)

国・地域名	合計	森林被覆積面積		森林消失面積(1985年末まで)		
		手付かずの森林	切りだしなど手がついた森林	面積	比率	年間の消失面積
ブラジル	362.98	349.48	13.50	48.00	11.7	3.20
ボリビア	55.77	43.57	12.20	1.40	2.4	0.06
ペルー	74.45	68.00	6.45	5.90	7.3	0.03
エクアドル	12.60	12.50	0.10	3.40	21.3	0.06
コロンビア	43.13	42.30	0.83	10.00	18.8	0.35
ベネズエラ	42.67	31.24	11.43	10.80	20.2	0.15
ガイアナ	19.34	18.00	1.34	0.10	0.5	0.003
スリナム	15.22	14.80	0.42	0.05	0.3	0.003
仏領ギアナ	7.93	7.80	0.13			0.003
合計	634.09	587.69	46.40	79.65	12.6	4.129

注：仏領ギアナはアマゾン協力条約未加盟

空欄は微小

ベネズエラ、ガイアナ、スリナム、仏領ギアナは国土面積全体を対象として計算。

出所：Secretaria Pro Tempore del Tratado de Corporacion Amazonia,

Reunion de la Comision Especial de Medio Ambiente de la Amazonia, (Quito, 1991) p.86

にみられるように流域8カ国全体の森林面積のうち、1985年の段階ですでに12.6%が失われ、しかも年間約4万平方kmの割合で森林が消えてしまっている。こうした開発の状況を知る一指標としてアマゾン地域における人口の動向を見てみると、全国平均に比べてアマゾン地域の人口密度はきわめて低いものの、人口増加率は他地域に比べて割合が高い。たとえば、ブラジルのアマゾン地域の人口増加率は、1970年代は全国平均の倍の5.0%、80年代では1.8倍の4.3%であり、入植事業が大規模に展開された Rondônia 州では70年代の年率が15.8%、80年代は7.8%となっているように、その傾向は顕著である。

こうしたアマゾンの開発は、当初、民族主義の強い政権や地政学的な思考を持つ軍事政権により、人口移動による領土支配の実行を対外的に示すことと、地域開発を発展の誘引とすべく国内先進地域との統合を図ることを目的にはじめられた。例えばブラジルでは第2次ヴァルガス政権の1953年にアマゾン地域経済振興計画局(SPVEA)が設置され、60年にはブラジリア＝ベレン国道が開通した。その後の軍政も66年にSPVEAをアマゾン開発庁に昇格させるなど、政治的意図からのアマゾン開発がはじめられた。こうしたブラジルの動きを見て、60年代には主権の実効性と地域プレゼンスを高める目的で、周辺諸国もまた、アマゾンの開発に乗り出した。

1970年代に入ると、アマゾン地域の資源は国家経済の成長促進策として開発されるようになった。当時のブラジルは消費財中心の第一次輸入代替工業化を終えて、輸出振興と技術度の高い産業への構造転換をすすめていた。そこで、「第二次国家開発計画」が1974年から79年にかけて実施され、農牧業・工業・都市開発の拠点が指定された。これをうけて輸出振興を目的として東部アマゾンでは外資を導入した資源開発、西部アマゾンでは道路整備や植民事業等の農業開発が、マナウスではエレクトロニクスなどの輸入代替工業化を目指して製造業の育成が進められた。ブラジル以外のアマゾン流域諸国では、ブラジルほど総合的・大規模な開発計画はみられないが、ペルー、エクアドル、コロンビアでは石油資源の開発が進められ、この三国に加えてボリビアではアマゾン地域に対して植民計画が実行された。こうした植民事業は、国境地帯の占有のほか、食料供給の確保、過密地域からの人口圧力の軽減、天然資源の活用、アマゾン地域の国民経済への統合という目的の下に行なわれたのである。^{xiv}

こうした政府主導の開発によりインフラの整備がある程度整えられると、フロンティアとしてのアマゾンの魅力が高まり民間企業の進出が始まった。その業種は工業から農畜産業、林業、製造業、それらに付随した商業、運送業等のサービス部門にまで、担い手も大資本や大地主層、多国籍企業、土地なし農民、都市貧困層など広い範囲に及んだ。もともとは小規模の開発が主であったところに、電力や港湾、道路といったインフラ設備が整えられたために、大企業や現地企業に見せかけた外国資本が進出したのである。農業においても、大企業の直接経営や農業組合による入植事業のほか、土地をもたない農民による公有地などへの(不法)侵入というかたちで展開され、それによって、森林消失が引き起こされている。

この時期のもう一つの特徴として「都市化」を挙げることができる。これは中核都市だけで

はなく、農村部やunico urbanoと呼ばれる居住区においても人口集中が大きな話題になっている。たとえば、ブラジルのアマゾン地域の場合、「都市」の人口の割合は、1960年から10年ごとに37.7%、45.1%、51.8%、そして1991年には57.8%と増えつづけている。しかも、居住区が一旦生まれると、人口過密地域から非熟練労働者がインフラ整備事業やラティフンディオの日雇い、季節労働等に従事しようと集まってくる。こうして内陸奥地にまで「都市化」が進むことになる。

こうした民間企業の進出によって開発は無秩序な様相を呈し始めた。それが顕著になったのが1980年代であり、森林急激な消失、土地を巡る犯罪や河川の汚染などが顕著に表れるようになった。だが80年代後半になると、そうした環境破壊に対する批判が高まり、世界銀行がポロノロエステ計画への融資を止めるなど、国際金融機関の姿勢にも変化が見られるようになった。これをうけてブラジル政府は牧畜業に対する補助金の中断や「我々の自然計画(Programa Nossa Natureza)」(1988)の発表といった環境行政を本格的に始動した。この他にも、1988年に制定された憲法に「環境保護条項」が盛り込まれるなど、「地球サミット」にむけて開発優先からの方針変更が見られるようになった。

4. 2. 2 アマゾン開発の諸要因

なぜ最近になるまでさまざまなアクターによって野放図ともいえる乱開発が行なわれてきたのだろうか。アマゾン開発の特徴は、第一に、国家の安全保障や資源・食料生産の増大と既開発地域における人口圧力の解消を狙った外発的な要求に基づくものであったこと、第二に、そのために自立的・持続的な発展の仕組みがつけられなかったこと、第三に、開発をすすめた国家(政府)が権威主義的、ペルソナリスムの政治決定方式を持ち、それに社会的な格差の大きさが拍車をかけて国民の幅広い意見が反映されなかったことが挙げられる。このようにアマゾンの開発は「外部主導型」^{xv}であったがために、環境に対する影響を考慮する必要性を理解できないままおこなわれた。また、「開発の権利」を主張することで、先進国同様の豊かさを国民に与えて政権の維持をはかる道具としても使われた。

こうした開発が行なわれるようになった原因には貧困があり、そして環境破壊がさらに貧困を生み出しているという悪循環が指摘されている。たしかにアマゾン開発の目的の一つには貧困の撲滅があり、土地を持たない貧しい農民に土地を与えるために、アマゾンが開発され、その土地へ入植がおこなわれた。しかし、その土地なし農民が生じる原因は大土地所有を基盤とするプランテーションによって土地が囲い込まれたことにあり、アマゾンの新天地へ入植を果たした土地なし農民は、結局のところ劣悪な自然条件の中で農業によって土地を維持していくことができなかった。入植者によって農業が放棄された土地は大地主の手に渡り、先進国を市場とした大規模な牧畜や鉱工業を中心とした非労働集約的、なおかつ環境に負担の大きな土地利用へと変わっていったのである。

このアマゾンの例を見ていくと、貧困と環境破壊を結びつけるものは社会・政治制度である

ことがはっきりと見て取れる。経済的格差や非民主主義的な政治が貧困を生み、それが環境破壊へとつながってゆく。第2節で検討したように、他の地域とは異なりラテンアメリカ諸国が環境を社会経済的な問題であるにとらえたのは、こうした事情によるところが多い。環境問題が社会・経済的な状況と強い結びつきを有しているものはアマゾンの自然環境破壊だけではなく、あらゆる「環境」問題が同様の構造を有しているものと考えられるが、その中でもラテンアメリカの「環境」問題の特徴付けるものとしては「都市問題」を避けてとおることはできない。そこで次は、ラテンアメリカの都市における環境問題を検討していくことにしたい。

4. 3 ラテンアメリカの都市と環境

4. 3. 1 都市の環境悪化の背景

先にトラテロルコ綱領に見られるラテンアメリカの環境問題を列記した際、9番目の項目に「都市開発と環境」が挙げられていた。ラテンアメリカは、世界の他の地域と比べて都市への人口首位性が高く(表2)、都市化そのものを見ても他の開発途上国地域に比べて都市化率が高いことがわかる(表3)。こうしたラテンアメリカにおける都市への人口集中は、歴史的には18世紀の独立以降も長くにわたって、旧植民地の政治・経済・社会の中心が首都でありつづけたことが理由の一つとして考えられている。さらに1930年代以降、一次産品依存型の経済発展方式から輸入代替工業化政策によって工業化が進み、これが農村から都市への人口流入の契機になったことも、都市の拡大へとつながったものと考えられる。^{xvi}

表2 世界の地域別都市人口と比率(1990年)

地域	人口(100万)			全人口に対する比率(%)		
	大都市圏	中小都市	全人口	大都市圏	中小都市	都市化率
ラテンアメリカ	147.7	66.6	451.1	32.7	14.8	47.5
アフリカ	72.3	51.3	645.3	11.2	7.9	19.2
アジア	472.9	235.7	3057.6	15.5	7.7	23.2
北アメリカ	144.7	69.4	275.7	52.6	25.2	77.8
ヨーロッパ	120.6	118.2	498.6	24.2	23.7	47.9
ソ連(現ロシア)	54.8	83.5	291.8	18.8	28.6	47.4
オセアニア	11.8	4.7	26.5	44.5	17.7	62.3
世界	1024.8	629.4	5246.2	19.5	12.0	31.5

注：大都市＝人口100万以上，中小都市＝人口10～100万未満

都市化率＝大都市圏居住率＋中小都市居住率

出所：山田睦夫，細野昭雄，高橋伸夫，中川文雄

『ラテンアメリカの巨大都市—第三世界の現代文明』

(二宮書店，1994年) p.308

表3 世界主要都市の都市人口比率(1950-2000年) 都市人口/総人口(%)

	1950	1960	1970	1975	1980	1990	2000
世界	28.95	33.89	37.51	39.34	41.31	45.88	51.29
先進地域	52.54	58.73	64.68	67.49	70.15	74.87	78.75
低開発地域	16.71	21.85	25.82	28.03	30.53	36.46	43.46
アフリカ	14.54	18.15	22.85	25.67	28.85	35.70	42.49
ラテンアメリカ	41.18	49.45	57.37	61.21	64.74	70.70	75.21
カリブ海地域	33.51	38.22	45.08	48.62	52.15	58.74	64.62
中米	39.75	46.71	53.88	57.37	60.75	66.95	72.17
温帯南アメリカ	64.77	72.74	77.87	80.16	82.18	85.45	87.83
熱帯南アメリカ	36.29	46.36	56.05	60.70	64.85	71.52	76.17
北米	63.87	67.09	70.45	71.99	73.66	77.20	80.76
東アジア	16.72	24.71	28.61	30.70	33.05	38.63	45.43
日本	50.20	62.40	71.30	75.08	78.24	82.93	85.86
南アジア	15.65	17.80	20.45	22.02	23.95	29.10	36.13
ヨーロッパ	53.70	58.42	63.94	66.45	68.83	73.25	77.11
オセアニア	61.20	66.22	70.77	73.35	75.93	80.37	82.97
ソ連	39.30	48.80	56.70	60.90	64.77	71.28	76.06

出所：United Nations, Patterns of Urban and Rural Population Growth, 1980, p.16

この工業化は首都への人口と工場、流通・サービス業、そして金融機関の集中を促進した。金融機関は農村開発への融資という役割を果たしながらも、基本的には農村で集めた資金を都市へと送り出す役割も果たす。また、当時の(ポピュリスト)政府も自己の支持基盤である都市の労働者のために公共料金や基本的な食料品を安く供給して政治的安定を図る一方で、農産物価格を安く抑える政策を取っていた。これにより、工業の発達とは逆に農村の貧困と農業の衰退を招くことになり、農民の向都離村の傾向が強まっていった。

さらに1970年代の軍政を経て1980年代に入ると、経済危機に伴う一次産品の価格低下とIMFの構造調整政策の導入による補助(金)の削減によってラテンアメリカの農村は苦しむようになる。この経済危機によって権威主義・開発独裁的な軍政は政権を維持することが出来なくなり、民政転換の時期を迎えるようになったが、この軍政から民政への転換は、国民の自由な移動をも可能にし、農村から都市への人口の流入を容易にした。しかし、この人口流入は主要都市の主位性の低下にみられるように1980年代を境に鈍化してきている。これは人口の流入に伴って起こった都市の居住環境の悪化と関係がある。そこで、つづいてはラテンアメリカにおける都市環境の悪化には具体的にどのようなものがあるのかを検討することにしたい。^{xvii}

4. 3. 2 都市環境問題の諸側面

①水資源と下水設備

ラテンアメリカ諸国では、水質保全措置が制定されていない国・地域が多いため、大都市やその近郊のみならず、内陸の工業地帯においても水質の汚濁は深刻である。チリでの調査^{xviii}によれば、調査対象の70%が下水に直接廃液を流し、17%は近隣の土地に放棄し、7%が川に直接流しているとされている。そのため、都市部の川は下水のような状態になっている。また、市街地の排水溝についても歴史的都心部(旧市街)についてはほぼ100%普及しているが郊外では普及率が低いため、降雨時には水害が頻発する。ブラジルのサンパウロの例で見ると、降雨時に家屋等の浸水が頻発する地域は、不良住宅の多い地区であり、被害は貧困層に多くふりかかっているのである。

逆に水の供給という面から見ると、1985年には人口の25%が水道や井戸を屋内にもっていなかった。さらに、政策によって水道などの公共料金は非常に安い料金に抑えられているにもかかわらず、大都市周辺のスラムには水道の設備が整えられていないため、低所得層は高い水を業者から買い、高所得層は安い水道水を利用できるという矛盾が生じている。

②大気汚染

ラテンアメリカ諸国では1980年代にモータリゼーションが進行し、各国とも自動車保有台数は1.5倍から2倍へと着実に増加の一途をたどった。^{xix}こうして自動車の交通量が増大し、大気中の排気ガスの量は増えたが、自動車燃料や排気ガスの成分についての規制はなされなかったため、大気汚染が急激に悪化した。そのため、5000万人以上の人々が都市大気汚染にさらされ、メキシコシティーやサンパウロを中心に、日本のODAの重点対象となっている。

こうした排気ガスによる大気汚染は規制の弱さのほかにも、「歴史的都心部」とよばれる都市の中心部に向かって放射状に道路が作られているというラテンアメリカに多く見られる都市の構造によって、中心部に交通が集中するという都市の構造的な原因や、メキシコシティーのように、高地に存在して周りを高い山に囲まれるという盆地地形の地形であるために、汚染された大気がたまってしまおうという地形上の原因が考えられるが、地下鉄や鉄道などの大量輸送システムが極めて貧弱であることも大きな原因と考えられる。

自動車の排気ガス以外にも工場などからの排出ガスが汚染源として考えられるが、いずれをとっても、先進国に匹敵するような排出規制は取られていないか、成功を収めていない。この原因としては、ラテンアメリカでは所得格差が大きいために、自動車の場合ドライバーと汚染の被害者とがある程度分離していることが考えられる。貧困者は自家用車を保有することがなく(したがって排気ガスの排出もなく)、主に高所得者が排気ガスを排出するという汚染者と被害者、富裕者と貧困者という乖離現象が見られるのである。

③居住

ラテンアメリカの主要都市の人口の25～50%がインフラストラクチャーや公共サービスを十分にうけられない非正規・非合法的形態による居住を大都市郊外で余儀なくされている。政府の支援を受けた鉄道建設や道路建設によって郊外の農地などが住宅の建設に当てられるようになり、都市の平面的拡大である「スプロール化」が進行しているなか、貧困層は、低湿地や傾斜地、水面上、さらには公有地や私有地への侵入といった劣悪な条件に追いやられている。こうして貧困層は権力か経済の力のいずれかによって都市から外部に締め出されている。こうした所得による階層別のすみわけが成立していることがラテンアメリカの居住空間における特徴として挙げられる。

こうした都市周辺部の貧困層は、都市中心部に見られるような、上下水道・電気・ガス・舗装道路・バス地下鉄路線といったインフラストラクチャーの恩恵を受けることができない。こうした低所得者地域は一般にスラムとよばれるが、たとえば、このスラムにおいては、ゴミの回収はなされないため河川に投棄され、水質汚濁を引き起こす。また、彼らの住宅の一部は不法占拠の状態であり、政府や市当局の強制排除の対象になりやすいが、政治的影響力を持たないために抵抗を試みることができない。このように、かれらは劣悪な条件に居住しているというだけでなく、政治的・経済的な影響力が不足しているために、非常に不安定な生活を強いられているともいうことができる。

4. 3. 3 小括 — 都市環境問題と貧困

以上、①から③の例を見てきたが、都市の環境問題はアマゾンの例と同様に、いずれも「貧困」と深い関係にあることがわかる。都市の貧困層は、政治的・経済的な影響力をもち得ないために、劣悪な環境の下で暮らしながらも、インフラの整備や環境規制の強化を強く政府に働きかけることができない。逆に富裕層・高所得層は、環境汚染のひどい地域から移動することで汚染から離れることができ、環境より経済活動を優先させるよう政府に圧力をかけることもできる。

こうした都市環境問題は、農村からの人口流入による都市部の人口増大や都市部における貧富(政治的影響力)の格差という社会・経済的な要因が非常に大きいことがわかる。本稿では扱わないが、都市における諸問題としてはインフォーマルセクターの拡大による労働条件の悪化や児童労働の問題、伝統的家族形態の変容、衛生状態の悪化、福祉政策の未整備などといったようなものが挙げられ、^{xx}都市問題の裾野の広さをしめしている。ラテンアメリカ諸国にとって、地球環境問題のみならず環境問題一般は、単に開発か環境かという二元論で済まされるのではなく、何らかの解決を求めようとすれば国内の階級問題にまで手をつけなければならない非常に大きな社会・経済問題となってしまうものである。国際的な舞台でラテンアメリカ諸国が途上国としての主張を展開しながらも、環境問題に対してリーダーシップをとろうとしているという一種矛盾した行動は、この問題の複雑さを示しているといえよう。

5. 結びにかえて

これまで地球環境問題に関する先進国と開発途上国とのせめぎ合いと、途上国を代表してラテンアメリカ(特にブラジル)における環境問題に対する対応を検討してきた。地球サミットや京都会議に見られるように、先進国が地球温暖化やオゾン層の破壊といった「地球」環境問題に強い関心を示すのに対して、途上国は「先進国責任論」や「発展の権利」を主張して強く反発してきた。先進国側からみれば、こうした途上国の主張は人類存在の基盤を脅かすものであり、「理不尽」に思われかねない。しかし、これまで検討してきたように、途上国、ここではラテンアメリカ諸国にとって環境問題は「地球」規模の問題というよりも「地域」レベルの問題であり、また、単に経済成長を左右するだけの問題ではなく、社会・経済構造にまで大きな変更を要する問題なのである。^{xix}したがって、問題の解決、あるいは先進国からの解決のための支援にあたっては、単に技術的(あるいは「我慢する」といったことをもとめるような)な問題ではなく、社会変革をも伴うものであるという覚悟が必要となる。

それでは、ラテンアメリカにおける環境問題にはどのように対処すべきなのだろうか。個々の問題についてはそれぞれさらに詳しい検討の必要があるため、大雑把な指摘にとどめざるを得ないが、なによりも重要なのは「貧困」対策である。アマゾンの例にしても都市環境の問題にしても、その根底にあるのは「貧困」問題である。いくら「持続可能な開発」モデルができあがったとしても、貧困問題の解決がなければそれは絵に書いた餅でしかない。したがって、日本をはじめとする先進諸国は、社会変革のための思想的・学問的な概念基盤を提供することはもとより、矛盾するようではあるが、経済成長を促進するための資金的・制度的な援助と、汚染防止のための技術援助という2つの方向性について取り組んでいく必要がある。

参考文献

- i 環境庁編『平成2年版 地球環境白書(総説)』大蔵省印刷局, 1990年, p.100
- ii 従属論については、恒川恵市『従属の政治経済学—メキシコ』(東京大学出版会, 1988年)や、Dos Santos, Theotonio, “The Structure of Dependence” *The American Economic Review*, 60(1970)などを参照のこと。
- iii UNEPについては、原嶋洋平「国際環境協力と国連環境計画(UNEP)」『国際開発フォーラム』6(1996.12)p.283-293を参照のこと
- iv ナイロビ宣言第2条。概要は『環境情報ガイド』国立環境研究所環境情報センターのホームページから(<http://www.nies.go.jp>)
- v 同条約第1条
- vi 同条約第3条
- vii 同条約第4条
- viii World Commission on Environment and Development, “Our Common Future,” Oxford University Press, 1987(邦訳 大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』福武書店, 1987年, p.66-91)
- ix 環境庁長官官房総務課編『最新環境キーワード』経済調査会, 1992年, p.46-47
- x 当初は承知を表明していたヨルダンが辞退した。

- x i Latin American and Caribbean Commission on Development and Environment, "Our Own Agenda," Washington D.C. Inter-American Development Bank & United Nations Development Programme, 1990
- x ii The World Commission on Environment and Development, "Our Common Future," Oxford Press, 1987
- x iii 成功しているものとしてコスタリカの熱帯林保全戦略がある。(熊崎実『世界が注目するコスタリカの熱帯林保全戦略』「ラテンアメリカ・レポート」Vol. 13, 13, No. 4, p.35-43)
- x iv 堀坂浩太郎「アマゾン」、水野一・西沢利栄編『ラテンアメリカシリーズ⑦ ラテンアメリカの環境と開発』新評論 1997年, p.204-229
- x v 同上 p.225
- x vi これと同時期に農業の機械化も平行してすすめられていた。これが農村部の労働力過剰を生み出し、農村から都市への人口流入の要因ともなっていた。
- x vii ブラジルのサンパウロについては、山崎圭一「大都市の環境問題 サンパウロ市を中心に」、国本伊代・乗浩子編『ラテンアメリカ 都市と社会』新評論1991年, p.277-299が詳しく扱っている。
- x viii Adriano Morales Ganga, "La evaluacion de impacto ambiental", Cuardenos Medicos Sociales Vol. XXXVI, No.4/95, Diciembre, 1995, p.24-33
- x ix 『国際統計要覧』1970年から1990年までの各年度を参照。
- x x 社会問題として都市問題を捉える傾向が強いのは、大陸のラテンアメリカ諸国よりも、カリブ海地域にある国々であり、それを扱った文献として、Alejandro Portes, Carlos Dore-Cabral, Patricia Landolt, "The Urban Caribbean," (John Hopkins University Press, 1997)が挙げられる。
- x x i 「地球サミット」に対する途上国の反応を調べたものに、「地球サミットと発展途上国 各国の新聞論調から」藤崎成昭編『地球環境問題と発展途上国』(アジア経済研究所, 1993年)がある。